

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																											
1	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成28年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成31年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>																											
2	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>建物 占用 料</td> <td>航空 旅客 取扱 施設</td> <td>旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合  旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,750円  1回につき5,390円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	[略]			建物 占用 料	航空 旅客 取扱 施設	旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合  旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合			1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,750円  1回につき5,390円	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>建物 等占 用料</td> <td>航空 旅客 取扱 施設</td> <td>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合  旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機 が離陸するまでの間に 限り使用する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出 発 施 設 （北 側）</td> <td>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,450円  1回につき4,630円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出 発 施 設 （南 側）</td> <td>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに3,770円  1回につき7,190円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	[略]			建物 等占 用料	航空 旅客 取扱 施設	旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合  旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機 が離陸するまでの間に 限り使用する場合		出 発 施 設 （北 側）	1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,450円  1回につき4,630円		出 発 施 設 （南 側）	1月までごとに1平方メ ートルまでごとに3,770円  1回につき7,190円
区 分		金 額																											
[略]																													
建物 占用 料	航空 旅客 取扱 施設	旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合  旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合																											
		1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,750円  1回につき5,390円																											
区 分		金 額																											
[略]																													
建物 等占 用料	航空 旅客 取扱 施設	旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合  旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機 が離陸するまでの間に 限り使用する場合																											
	出 発 施 設 （北 側）	1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,450円  1回につき4,630円																											
	出 発 施 設 （南 側）	1月までごとに1平方メ ートルまでごとに3,770円  1回につき7,190円																											

